

プラスチック製容器包装(プラ容器)と不燃ごみの分別について

◆よくいただく質問

「プラスチック製ケースやプラスチック製ごみ箱」は、プラ容器で出して良いですか？

<プラ容器(水曜日)>

プラスチック製の「**商品の入れ物**」や「**商品を包んでいたもの**」でキレイなもの



<不燃ごみ(月曜日)>

プラスチック製品そのもの・汚れたプラ容器
割れ物・小型家電(※)・皮革ゴム製品など
※小型家電は市役所・公民館等にも回収ボックスがあります

つまり・・・プラスチックの箱(商品)→不燃ごみ

それを包んでいた包装→プラ容器 です。

商品そのものなので
「不燃ごみ」としてお出してください



◆少しの手間で、不燃ごみがプラ容器(資源物)に！



飲み終わった飲料容器(プラスチック製)も・・・

水ですらばプラ容器(資源) そのままだと不燃ごみ

※ストローは不燃ごみ・ストローの袋はプラ容器

◆なぜごみを分別しないといけないの？

ごみを燃やしたとしても「残渣(ざんさ)」という燃えかすが残ってしまいます。守谷市では最終処分場を持っていないため、多額のお金(税金)を使って、他市の最終処分場に処分を依頼しています。「プラ容器」「紙・布」等の資源物を分別することで、可燃ごみ・不燃ごみを少しでも減らし、残渣を減らす必要があります。